

令和3年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和3年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

・指導監査対象施設 77 施設

(内訳) 保育所 41 施設、幼保連携型認定こども園 23 施設、軽費老人ホーム 7 施設、
障害者支援施設 5 施設、母子生活支援施設 1 施設

・指導監査の方法

実地による指導監査 66 施設

書面による指導監査 11 施設

(まん延防止等重点措置期間中に施設監査予定であった保育所・幼保連携型認定こども園の一部、軽費老人ホーム及び障害者支援施設の一部)

・指導監査の結果

文書指摘あり 18 施設 (延べ指摘件数 21 件)

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和3年度指導監査結果から、施設運営について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・年次有給休暇が10日以上付与される臨時職員についても、付与した日(基準日)から1年以内に5日年次有給休暇を取得させること。(9件)
- ・管理運営規程の確認ができなかったため、適切に整備すること。(4件)
- ・通勤届を徴すること。(1件) (小計 14 件)

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和3年度指導監査結果から、利用者処遇等について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・重要事項説明書を作成すること。(1件)
- ・教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること。(1件)
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷を伴う事故が発生した場合は、速やかに豊橋市保育課に報告すること。(1件) (小計 3 件)

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和3年度指導監査結果から、利用者処遇等について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・契約関係書類について、規則等に定められた予定価格書が作成されていないため、規則等に基づき適正に運用すること。(1件)
- ・予定価格を超過して決定している契約があったため、適切に契約を行うこと。(1件)
- ・当期末支払資金残高が当該年度の運営費収入の30%を超えているので、計画的な積立を行うこと。(1件)
- ・経理規程に基づき、寄附申出書を徴し、領収書を発行すること。(1件) (小計4件)